

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(VII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p> <p>母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること</p>	<p>担当 部局名</p> <p>子ども家庭局母子保健課</p>	<p>作成責任者名</p> <p>子ども家庭局母子保健課長 小林 秀幸</p>
--	--------------------------------------	---

<p>施策の概要</p> <p>・本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。 ・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。</p>

<p>施策実現のための背景・課題</p>	1	<p>・地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成30年4月1日時点で761市町村にとどまり、令和2年度末までの全国展開を目指す上で、設置している自治体数は課題となっている。</p>
	2	<p>・近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2016(平成28)年には、体外受精は44万7,790件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万4,110人にのぼる。2016年の出生数は97万6,978人で、体外受精で生まれた子どもの割合は約18人に1人となっている。 ・不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成30年7月1日時点で67箇所にとどまり、令和元年度までの全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。</p>
	3	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
<p>目標1</p> <p>令和2年度末までに子育て世代包括支援センターを全国展開すること</p> <p>(課題1)</p>		<p>子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができる」と期待される。 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</p>
<p>目標2</p> <p>令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置すること</p> <p>(課題2)</p>		<p>不妊専門相談センターは、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談等を行っており、この配置を進めることで、不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができる」と期待される。 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置すると目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</p>
<p>目標3</p> <p>「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の円滑な支給</p> <p>(課題3)</p>		<p>平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。</p>

達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①	子育て世代包括支援センターの整備数(アウトカム)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開	全国展開	全国展開	全国展開	-	<p>ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点</p>

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	母子保健医療対策総合支援事業	206億円 (157億円)	215億円 (161億円)	231億円	1	平成29年度予算において、子育て世代包括支援センターの立ち上げに必要な職員の雇上げ等に要する経費を新たに計上している。また、同センターのガイドラインを策定した。 上記のように開設準備経費の充実を図り、ガイドラインを策定することにより、同センターの設置を促進する効果があると見込んでいる。	668 669 670 671 676 677 678

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
②	不妊専門相談センターを配置する自治体数(アウトカム)	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	令和元年度	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市	全都道府県・指定都市・中核市	-	-	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65件
						66件	67件				

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(2)	母子保健医療対策総合支援事業	206億円 (157億円)	215億円 (161億円)	231億円	2	平成29年度予算において、不妊専門相談センターの相談受付時間の延長等に係る加算を新設。 上記のように運営費の充実を図ることにより、同センターの設置を促進する効果があると見込んでいる。	668 669 670 671 676 677 678

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
3	一時金の支給件数	-	-	-	-	-	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。

達成手段3		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に必要な経費	-	-	-	3	平成31年度予備費において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給するために必要な経費を計上。 (平成31年4月26日 予備費使用 閣議決定 126億円)	-

施策の予算額・執行額	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)		21,465,141	23,148,749			26,679,620
		補正予算(b)		0	0			
		繰越し等(c)		0	0			
		合計(d=a+b+c)		21,465,141	23,148,749			26,679,620
	執行額(千円、e)			16,108,456				
執行率(%、e/d)			75.0%					

関連税制	-		
	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	少子化社会対策大綱(閣議決定)	平成27年3月20日	IVきめ細やかな少子化対策の推進 (1)結婚・妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (妊娠・出産)
	すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定)	平成27年12月21日	III児童虐待防止対策強化プロジェクト 1児童虐待の発生予防 ①妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援
	ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)	平成28年6月2日	「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 (5)若者・子育て世帯への支援
	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改定版)(閣議決定)	平成28年12月12日	3政策パッケージ (3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (ウ)出産・子育て支援 【主な施策】①妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保)